

医療情報取得加算のお知らせ

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

マイナンバーカードを持参いただいた場合は、次のいずれかで本人確認をさせていただきます。

- ・顔認証付きカードリーダーでご本人の顔を読み取る
- ・受付スタッフがマイナンバーカードの顔写真と目視で照合
- ・4桁の暗証番号を患者さん本人がカードリーダーに入力

また、マイナンバーカードを保険証として使用すると下記のこと
が可能となります。

- ・ご本人の同意の上で、他の医療機関で処方された薬剤情報の共有
- ・ご本人の同意の上で、過去の特定健診の結果を共有
- ・限度額適用認定証の準備が不要

※公費負担受給者証・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので必ず原本を受付へご掲示ください。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、今まで通り保険証を持参いただければ受診可能です。

ただし、2024年12月2日からは現行の健康保険証は発行されなくなります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者さんがマイナポータルで保険証利用登録の申請をすることが必要です。利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続きすることも可能です（ご自身の「マイナポータル」からも手続き可能です。）
マイナ保険証についてお知りになりたい方は、

[厚生労働省HP（マイナンバーカードの保険証利用について）](#)⇒
をご覧ください。



なお、この制度の導入医療機関では厚生労働省の診療情報算定に基づき、『医療情報取得加算』が加算されます。

※令和6年6月1日より下記の点数を算定致します。

<初診時>

マイナ保険証を利用しない場合 医療情報取得加算 1 3点
マイナ保険証を利用し、診療情報等提供に同意した場合
医療情報取得加算 2 1点

<再診時> 3月に1回

マイナ保険証を利用しない場合 医療情報取得加算 3 2点
マイナ保険証を利用し、診療情報等提供に同意した場合
医療情報取得加算 4 1点

とっても簡単! マイナンバーカード

- 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。
- 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。
- 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。
- 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

⚠️ ご注意ください!

本年12月2日から
現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

マイナンバーカード
をご利用ください

今回お持ちでない方は次回ご持参ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
利用登録は窓口（カードリーダー）でできます 厚生労働省

診療情報を取得・活用することにより質の高い医療の提供に努めてまいります。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。



なりた泌尿器科・内科クリニック
Narita Urology & Internal medicine Clinic